

(参考)

府政共生第47号  
総行自第3号  
雇児発第0122001号  
平成20年1月22日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
(次世代育成支援対策担当)

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)

総務省大臣官房総括審議官  
(政策企画担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

総合的な少子化対策の推進について

我が国は、2005（平成17）年には、出生数、出生率ともに過去最低となり（出生数106万人、合計特殊出生率1.26）、また初めて死亡数が出生数を上回る人口減少社会が到来しました。

「日本の将来推計人口（平成18年12月中位推計）」（以下「新人口推計」という。）では、2055（平成67）年には、合計特殊出生率は1.26、総人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子どもの数は50万人を下回る、といった厳しい見通しも示されているところです。このまま少子化が進行すると、単純な人口規模の縮小だけでなく、労働力人口が大きく減少することが予想され、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

第2次ベビーブーム世代（昭和46～49年生まれ）が30代半ばを迎える今、子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、急速な少子化に早急に対応していく必要があります。

こうした中、昨年12月18日「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）がとりまとめられたところです。重点戦略では、女性をはじめ、働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚、出産・子育てを可能とするためには、妊娠・出産を機に女性の7割が離職しているという現状にみられるような就労と出産・子育てが二者択一となっている構造を解決する必要があるとし、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めが必要であるとしています。

また、特に仕事と生活の調和の実現については、政府、経済界、労働界のトップと地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「憲章」、「行動指針」という。）がとりまとめられました。

政府は、今後、上記重点戦略及び憲章、行動指針を踏まえ、引き続き検討を進める（別紙参照）とともに各般の施策を展開していくこととしていますが、特に今回策定された憲章や行動指針に示された仕事と生活の調和の実現のための取組については、従来市区町村レベルの行政課題として必ずしも意識されてこなかったとの指摘もあることから、これまで以上に、保健福祉、教育、商工労働等の分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制のもとで、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しも含めた総合的な少子化対策の推進が求められるところです。

おりしも、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく現行の都道府県及び市町村行動計画が平成21年度をもって計画期間を終え、今後、次期計画の策定に向け、ニーズ調査の実施や現行計画の評価などの準備作業の開始が見込まれる時期にさしかかっているところです。

各地方公共団体、特に市区町村においては、こうした施策の動向を踏まえ、下記に示すような体制整備の構築が喫緊の行政課題であると考えられます。

貴職におかれでは、政府の少子化対策への取組の趣旨をご理解いただき、地域における少子化対策の充実のための取組を進めていただきますようお願いするとともに、各都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

なお、平成20年度地方財政措置で、少子化対策への取組について、市区町村における体制整備も含め、総額において拡充の措置がなされることとされたほか、関係各省である文部科学省、経済産業省及び国土交通省に対しても、所管の関係各機関及び都道府県の各担当部署へ本通知の内容をご周知いただくようお願いしていることを申し添えます。

## 記

### 1 庁内の推進体制の整備

少子化対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが効果的な対策を推進していく上で重要です。

このため、各地方公共団体の実情に応じて、例えば、首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置したり、これに準ずる体制を整備することにより、少子化対策を推進するための府内体制を整備することが考えられます。

既に府内体制を整備している地方公共団体におかれても、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの観点も含めた総合的な少子化対策の推進に向け、再度、構成部局等について点検を実施いただき、必要に応じて追加するなど、関係部局間の連携をより強化することが重要だと考えています。

なお、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしましたが（平成20年1月8日設置。詳しくは、「「仕事と生活の調和推進室」の設置について（平成20年1月22日付内閣府仕事と生活の調和推進室参事官通知）」をご参照ください。）、各都道府県におかれでは、今後の国と都道府県の密接な連携のため、担当部署のご登録をしていただきますようお願いします。

### 2 地域の企業や民間団体等との協働の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策は、地方公共団体のみならず、それぞれの地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、子育て支援活動を行うNPO等が、相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

このため、次世代育成支援対策地域協議会<sup>(※1)</sup>を活用するなどにより、当該関係者等が意見交換を行い、協働して、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革や子育て支援などを推進するための協議の場を設けることが考えられます。

※1（参考）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

### **3 点検・評価等の施策への適切な反映**

少子化対策においても、各種施策が利用者である国民にとって直面している困難や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を施策の企画立案プロセスに組み込んでいくことが重要だと考えています。

このため、このような利用者の視点に立った施策の点検・評価を実施し、これを毎年度の予算編成や事業実施、あるいは次期次世代育成支援のための行動計画策定に反映させていくといった、P D C A (PLAN—DO—CHECK—ACTION) サイクルを定着させる必要があると考えています。

さらに、これらの一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域の子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うN P O等が参画する場を設けることも考えられます。その際、上記1、2に掲げる体制、協議の場を活用することも考えられます。

### **4 住民にとってわかりやすい情報提供**

地方公共団体から住民に対して情報提供する際には、住民にとって利用しやすいものとなるよう、子育て支援に関する情報提供等ができる限り集約して一元的に行うことが求められます。

また、地方公共団体の先進的な取組事例の紹介や地方公共団体間の取組状況が比較可能な形で住民にわかりやすく提供されることが重要であり、内閣府及び関係府省と地方公共団体の少子化対策推進本部との間における情報の共有化をさらに進めることが重要であると考えています。

内閣府では、仕事と生活の調和の推進など少子化対策に関する情報を集約し、国と地方が相互に情報共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」を開設することを考えております。サイト開設後には、積極的にご参加、ご活用いただきますようお願いします。

※ なお、本通知に記述のある会議等の詳細については、内閣府の少子化対策ホームページに掲載されているので、ご参照願います。

(U R L :<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)

# 事業所内託児施設を新設される事業主の皆さんへ

## —法人税の優遇措置（割増償却）が受けられます。—

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、一定の要件の下、法人が事業所内託児施設を新設される場合、法人税の優遇措置（割増償却）が受けられます。

※税務署への申告には、都道府県（又は指定都市、中核市）が交付した確認書が必要となります。  
(確認書の交付事務手続きについては、都道府県等の児童福祉担当課にお問い合わせください。)

### 《要件》

- ・適用法人: ①青色申告書を提出する法人で、事業所内託児施設を設置するもの。  
② ○大企業(従業員301人以上)……次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を取組方針を明記し、これを厚生労働大臣に対し届け出し、かつ、公表すること。  
○中小企業(従業員300人以下)…上に同じ(ただし、公表することは除く。)
- ・人数要件等: 定員10名以上(中小企業にあっては6名以上)の事業所内託児施設であること。  
※その他、施設の構造・設備、保育士の配置等の要件あり。
- ・利用条件: 原則、事業所内託児施設の利用者の総数のうち半数以上が自社の労働者であること。  
※利用者の総数のうち半数未満であれば、他社の労働者や近隣住民の利用も可

### 《優遇措置の内容》

上記の要件を満たす場合は、①建物及びその附属設備(新設及び既存施設の改修を含む。)、②遊戯具や防犯用の器具及び備品について、5年間20%(中小企業にあっては30%)の割増償却が受けられます。

※今後、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに新設される事業所内託児施設も当税制の対象となる予定。

問い合わせ先: 内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)少子・高齢化対策第一担当まで  
電話番号: 03-5253-2111(内線44158)

# 事業所内託児施設の法人税の優遇措置(割増償却)の事務手続き(流れ)

都道府県・指定都市・中核市〈認可外保育施設の監督官庁〉

③ 税制優遇措置を受ける  
事業所内託児施設として  
内容確認の申請

④ 適格施設として内容  
を確認した旨の書類  
を交付

⑤ 申請書に確認書  
及び提出書類の  
写しを添付

要件を満たした事業所内託児施設を設置・運営をしている企業

① 事前に、事業所内託児施設の設置及  
び運営に関する取組方針が記載され  
ている一般事業主行動計画である旨  
を届け出た届出書を提出

② 届出書に受理印を押印して  
あるものの写しを交付

⑤ 受理印のあるもの  
及び一般事業主行動  
計画の内容の公表の  
有無について確認  
する手段を記載した  
書面の写しを添付

都道府県労働局

税務署へ申告

府政共生第2号  
平成21年2月2日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
(公印省略)

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰（第2回）候補の推薦について（依頼）

内閣府所管の事業に対しまして、平素から御協力いただき、ありがとうございます。  
内閣府では、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで応援し、安心して子どもを生み育てができる社会の実現を目指し、社会全体において子育て支援に対する取組を広く普及させるとともに、家族や地域のきずなを深める意識の醸成に資するため、「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰（内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣（少子化対策）表彰）を実施しております。

今回の推薦依頼が2回目になります。

初回につきましては、平成19年10月1日付で推薦を依頼し、御推薦いただいた中から、選考委員会の意見を聴き、表彰者を決定し、平成20年11月13日に表彰式を実施いたしました。

貴管内において、本表彰の趣旨にふさわしい他の模範となるような事例を、別添「推薦の際の御留意事項」を踏まえ、別紙の様式により平成21年3月27日（金）（必着）までに御推薦くださいますようお願いいたします〔郵送とあわせて、E-mail（推薦調書）での御提出もお願いいたします〕。

なお、該当者がいる場合についても、その旨御回答ください。

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
少子・高齢化調整第一担当 五十嵐、田嶋  
(電話) 03-3581-9721 (直通)  
(E-mail) gennichi.igarashi@cao.go.jp  
hidenori.tasaki@cao.go.jp

## 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱

平成19年8月25日  
内閣総理大臣決定

### 1. 目的

この表彰は、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで応援し、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績又は功労のあった企業、団体又は個人を顕彰し、もって、社会全体において子育て支援に対する取組を広く普及させるとともに、家族や地域のきずなを深める意識の醸成に資することを目的とする。

### 2. 表彰の対象

子育てや子育てを担う家族を支援する活動に取り組み、極めて顕著な、又は特に顕著な功績又は功労のあった企業、団体又は個人

### 3. 表彰者

極めて顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣総理大臣、特に顕著な功績又は功労があったと認められる者については内閣府特命担当大臣（少子化対策）

### 4. 表彰の方法

表彰状及び副賞（記念品）

### 5. 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

### 6. 表彰の手続

都道府県等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣（少子化対策）が被表彰者を決定する。

### 7. 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において行う。

### 8. その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定める。

## 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰推薦要領

平成 19 年 8 月 30 日  
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)決定  
平成 21 年 1 月 30 日  
一部改正

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰の推薦の範囲及び手続については、「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱(平成 19 年 8 月 25 日内閣総理大臣決定)に定めるところのほか、下記により行う。

### 記

#### 1. 推薦の範囲

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱第 2 項の「表彰の対象」の規定に該当すると考えられる企業、団体又は個人とし、推薦に際しては、「表彰対象として想定される代表的事例」を参考にすることとする。

#### 2. 推薦の手続

- (1) 各都道府県、指定都市、関係府省は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。推薦件数は、都道府県・指定都市にあっては、企業、団体及び個人を通じて概ね 5 件以内とする。  
なお、推薦に当たっては、以下の点を考慮することとする。
  - ・都道府県・指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとする。
  - ・各府省が推薦する対象は、その取組が各府省の所掌に関するものであって、原則として、その取組の範囲及び効果が複数の都道府県又は全国に及ぶものとする。
- (2) 毎年、推薦依頼を行うに当たり、推薦の期日を定めることとする。
- (3) 推薦に際しては、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、都道府県知事、市町村長、関係大臣又はこれらに準ずる者等から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

## 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰の対象として 想定される代表的事例

### <企業の活動>

企業が、又は企業が地域と連携して行う次のような活動。

- 仕事と育児の両立を支援する取組を推進する活動
- テレワークや短時間勤務等を活用して多様で柔軟な働き方ができるワーク・ライフ・バランスを推進する活動
- 2人以上の兄弟姉妹がサービスを必要としている場合の保育費用の助成
- 子育て家庭を対象とした割引やサービス等特典を提供
- 兄弟姉妹のいる家庭を対象とした割引やサービス等特典を提供
- 店舗内に託児室、授乳コーナー、子ども絵本コーナーを設置するなど、子育て家族が利用しやすい施設・環境づくり
- 企業内託児施設に、地域の子育て家庭の子どもを受け入れ
- 企業施設を利用して、子どもスポーツ教室、体験教室、父親教室や親子サークルまたは地域の交流行事等を開催
- 地域の幼稚園や小・中学校での出前授業・体験授業等

### <団体の活動>

企業組合、連合会、NPO、地域の自主活動グループ、地方公共団体等の団体が、又は企業を含むこれら団体等が連携して行う次のような活動。

- 商店街の空き店舗を利用した学童保育の運営
- 子育て相談、療育相談、子どもの虐待防止、障害児の保健相談、思春期相談等様々な課題を抱える子どもやその家族に対する相談活動
- 親子サークル、父親育児教室等、子育て家族の情報交換や孤立支援を推進する活動
- 保育園・幼稚園・学校・医療機関・地域が連携し、乳幼児から児童・生徒まで中長期的に継続する子育て家庭への支援活動
- 2人以上の兄弟姉妹がサービスを必要としている場合の保育支援
- 地域住民の参加による子ども合宿の運営活動
- 公民館や図書館等の公共施設に保育室の設置を推進する活動等

### <個人の活動>

個人が、又は個人が地域と連携して行う次のような活動。

- 公民館や図書館で、子どもに絵本の読み聞かせをする活動
- 体験、昔の知恵、伝統文化の伝承や語り継ぎをする活動
- 非行や障害等様々な課題を抱える子どもとその家族に対する相談活動
- 校庭・園庭や通学・通園路で子どもの安全を守る活動
- 地域における保育援助などの子育て支援活動等

原則として、2年以上の活動の実績があり、現在も活動を継続しているもの。

事務連絡  
平成21年2月19日

各都道府県少子化社会対策主管課（室）長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
少子・高齢化対策第一担当参事官

「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」並びに  
「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」の共同開催について  
(依頼)

平素より少子化社会対策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府では、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さについての理解を社会全体で深めていくため、「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」(別紙1)を、また、企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」(別紙2)を、本年度に引き続き来年度も都道府県との共同開催でそれぞれ開催することとしています。

開催にあたりましては、都道府県の御意向も反映させて実施したいと考えておりますので、共同開催に向けて御検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、標記事業について御意向をお伺いいたしました、御多忙中恐縮に存じますが、別添様式に御記入の上、3月6日（金）までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、開催地の選定にあたり、過去に類似のシンポジウム等を実施していない都道府県を優先することがありますので、あらかじめ御留意ください。

■連絡先

(家族・地域のきずな)

櫻井、市村

電話 03-3581-9721

FAX 03-3581-0992

E-mail : akihiro.sakurai@cao.go.jp  
naoko.ichimura@cao.go.jp

(リレーシンポジウム)

田崎、五十嵐

電話 03-3581-9721

FAX 03-3581-0992

E-mail : hidenori.tasaki@cao.go.jp  
genichi.igarashi@cao.go.jp

(別紙1) 平成21年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム  
全国大会・地方大会の共同開催について

1 趣 旨 生命を次代に伝え育んでいくことや、家族・地域の大切さの理解を社会全体に拡げ、親族や身近な地域社会で助け合う社会を実現するための国民的な運動を実施し、地方公共団体、関係団体及び有識者等と連携して、大会(子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会・地方大会)を開催し、家族や地域のきずなの重要性についての気運の醸成を図る。

2 主 催 内閣府及び都道府県等

3 共催等 関係団体等幅広く共催、後援団体を募る

4 開催地 全国3箇所(予定)

5 大会のイメージ

主催者あいさつ、講演、パネルトーク等を行うとともに、家族で参加・体験し、多世代の人たちとふれあえるコーナーを設け、家族連れなど多くの方々の参加を得て、家族や地域のきずなの素晴らしいを肌で感じてもらう。

○ 全体大会 (午後 3時間30分程度)

オープニング

主催者あいさつ(少子化担当大臣、開催都道府県知事)

「家族・地域のきずな」作品コンクール表彰式(全国大会のみ)

有識者等の講演、著名人と地域で子育て支援活動をしている人のパネルトーク、事例発表など

○ 親子ふれあいコーナー、ミニイベント、子育て支援団体の交流コーナー、

相談コーナー、展示コーナーなど

※ 本年度開催の4大会概要是別添のとおりです。

本国民運動HP[<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kizuna/index.html>]も御覧ください。

※ 次年度は原則として午前中の分科会は実施せず、全体大会の中で事例発表などをを行う予定にしています。

5 その他

- ・ 開催経費は、原則として内閣府で負担します。
- ・ 本大会の運営につきましては外部の事業者に委託しますが、開催に当たり企画、広報、運営等に御協力をお願いします。
- ・ 本大会の開催に併せて、県主催事業との連携について御配慮願います。
- ・ 会場については、県に候補施設を提案していただきます。

(別紙2)

「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」の開催について

1 趣旨

少子化の流れを変えるためには、企業や地域における子育て支援の一層の推進を図ることが重要である。働き方の見直しや仕事と家庭・子育ての両立を促進するため、企業経営者、勤労者を含む社会全体の意識改革を図る官民一体となった国民的な運動を展開するため、シンポジウムを開催し意識や行動の変革を促すこととする。

2 主催

内閣府及び都道府県

3 後援（予定）

各開催地の労働局、経営者協会・商工会議所連合会等の経済団体、

日本労働組合総連合会各県連合会 等

4 開催地

全国5か所（予定）

5 内容案

○ シンポジウム（午後 4時間程度）

- ・主催者あいさつ（内閣府・開催県）
- ・基調講演（有識者等）
- ・パネルディスカッション

パネリスト

内閣府、開催県知事、経済界代表（大企業）、経済界代表（中小企業）、  
労働組合関係者（連合）

・WLB実践企業、子育て支援実践企業による事例発表と参加者の意見交換会

6 その他

① 開催経費は、原則として内閣府で負担します。

② 本事業の運営につきましては外部の事業者に委託しますが、開催に当たり御協力をお願いいたします。